

重度障害者等就労支援特別事業の実施を求める請願

請願第1号

住 所 立川市 [REDACTED]
氏 名 大石 幸治 [REDACTED] ほか 20 名
連絡先の電話番号 [REDACTED]
紹介議員 瀬 順弘

永く元 香子

1. 請願の要旨

障害のある人が地域で自立した生活を送りながら働くことは、障害者基本法および障害者権利条約の理念にも合致する重要な権利です。

しかし、重度の身体障害や難病等により常時介助を必要とする人の中には、就労中の支援が十分に確保されないため、就労機会が著しく制限されている現状があります。

「重度障害者等就労支援特別事業」は、通勤や職場等における介助支援を行うことで、重度障害者等の就労継続や社会参加を支える重要な制度です。東京都内では令和7年度までに17区3市で、誰もが障害の有無にかかわらず働く権利を保障される地域社会を実現するため実施されております。

貴自治体におかれましても、本事業を実施されるよう強く要望いたします。

2. 請願の理由

近年、障害者雇用の推進が進められている一方で、高い就労能力や就労意欲があっても、支援体制が整わないことが就労継続の大きな障壁となっています。

重度障害者等就労支援特別事業は、この課題を解決し、障害者本人の社会参加と経済的自立を促進するだけでなく、受け入れる企業や地域社会にとっても極めて大きなメリットを生み出す制度です。

能力を生かして会社に貢献できる障害者が存在することは、企業におけるバリアフリー化や相互理解の取り組みを推し進める原動力となります。さらに、障害者が担い手として地域経済に参画することは、誰もが安心して暮らせる包摂的な社会の実現へとつながります。

また、本事業によってヘルパー事業所の人材を職場に活用できれば、企業側が独自に介助体制を整える必要がなくなり、業務上の負担が大幅に軽減され、障害者雇用のハードルを大きく下げる結果となります。

障害者が『福祉の受給者』から『社会の担い手（納税者）』へ変わるために、貴自治体において本事業の積極的な実施および充実を図られるよう請願いたします。



記

1. 重度障害者等就労支援特別事業を速やかに実施すること。
2. 支援時間、対象範囲および利用要件について、利用者の実情に応じて柔軟に運用し、定期的に課題を検証し、必要な改善措置を講じること。
3. 当事者、家族、支援事業者および関係団体の意見を反映した制度運営を行うこと。

令和 8年 8月 25日

立川市議会

議長 木原 宏 殿